

2019年6月定例会 本会議質疑と当局答弁

2019年6月11日（火）

◎出口茂信議員 一般質疑（30分）

1、障害者の

①シャント発声法の日常生活用具として市の補助対象へ

②本市の音声機能障害者発声訓練メニューの見直し

2、重度障害者のタクシー助成制度の拡充について

3、市営住宅退去時の、修繕負担の軽減について

出口成信議員への答弁

※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

■北橋市長の答弁（シャント発声法）

■保健福祉局長の答弁（重度障がい者タクシー乗車券）

■建築都市局長の答弁（市営住宅の退去時の修繕費軽減）

●出口成信議員の質問（シャント発声法）

■保健福祉局長の答弁

●出口成信議員の質問

■保健福祉局長の答弁

●出口成信議員の質問

■保健福祉局長の答弁

●出口成信議員の質問（重度障がい者タクシー乗車券）

■保健福祉局長の答弁

●出口成信議員の質問



以上

2019年6月定例会 本会議質疑と当局答弁

2019年6月11日（火）

◎出口茂信議員 一般質疑（30分）

皆さんこんにちは、日本共産党の出口成信です。会派を代表いたしまして一般質問を行います。

はじめに、「シャント発声法に必要な日常付属品費を障害者の日常生活用具として市の補助対象へ加えるよう求めて」質問します。

Aさんは、喉頭がんによって、喉頭を摘出しました。この病気の一歩の問題は喉頭を摘出することで喋れなくなることです。言葉を失うことはコミュニケーションがとれず職を失うことにもつながります。Aさんは比較的発声が楽といわれている「シャント発声法」を選び、すぐに発声ができ、仕事を続けることができました。

喉頭がんや咽頭がん、食道がんなどの手術で喉頭を摘出し、声を失った方の肉声に代わる発声法として、「電気式人工喉頭」「食道発声法」「シャント発声法」の、3通りの代用発声法があります。

「電気式人工喉頭」は音声が機械的だと、嫌う人もいます。「食道発声法」は、習得が難しく、一生できない人もいます。しかも、あいさつ程度の短い言葉しか発声できません。

「シャント発声法」は、喉頭摘出によって、分かれた気管と食道の間に連絡路（シャント）を作ります。シャントにより、肺より食道に空気を流し、食道をふるわせて発声します。

肉声に近い発声が可能で、特別な訓練がなくてもできる人が多く、また、肺の空気を送り込むために、長く発声することもできるため、他の発声法と比較するとコミュニケーションが格段に取りやすくなります。

このような良い面がある一方で、シャント発声法に使われる、「プロボックスの装着手術や3～4か月ごとの交換費用（保険適用）」の他に、日々の手入れのための付属品購入（保険適用外）のために、月額23,000円程度の費用がかかり、加えて、癌を抑えるための検査や抗がん剤治療にも4～5万円の費用がかかるため、医療費の自己負担が毎月7万円を超えてしまいます。Aさんは、せっかく声を取り戻し社会復帰ができたのに、生活を圧迫する多額の医療費負担に苦しめられている現状を切実に訴えられました。

一方、プロボックスが考案されたオランダでは付属品費も含め、全額が保障され本人負担はありません。したがってシャント発声の普及率はほぼ100%です。それに対して日本では、シャント発声に多額の本人負担が生ずるため、普及率がわずか5%にとどまっています。

これまで毎年、全国の患者団体が、シャント発声法の普及とともに国や自治体への経済的支援を訴えています。シャント発声者の会「悠声会」九州支部でも、毎年、本市に対し、発声をするための付属品の購入費用を、障害者の日常生活用具として、市の補助対象にするよう、申し入れを行っています。

昨年、新たに熊本市、京都市が、「シャント発声の付属品の購入費用」を、障害者の日常生活用具として補助の対象に加えました。これで20政令市中、16政令市で補助が実現しています。

本市でも補助が実現すれば、シャント発声の普及率も確実に増えてくると考えられます。例え

ば、浜松市は、補助が実現して4年になりますが、給付対象者が開始当時の2倍に増えています。

北九州市でもシャント発声法に必要な日常付属品費を、障害者の日常生活用具として市の補助対象にするべきです。市長の見解を伺います。

近年、発声法の選択肢に「シャント発声法」が加わったことによって、コミュニケーションが格段に広がっています。

本市では、喉頭摘出によって、発声が困難になった方に対して、「音声機能障害者発声訓練」を行っています。食道や人工喉頭による発声の訓練を、毎月4回、市内2か所で行っています。本市の「音声機能障害者発声訓練」のメニューに「シャント発声法」を加えるなど、メニューの見直しが必要ではないでしょうか。見解を伺います。

次に、重度障害者のタクシー助成制度の拡充について質問します。

北九州市の「重度障害者タクシー乗車運賃助成事業」は、「初乗り運賃相当額」のタクシー券が年間48枚支給されますが、使用月とひと月当たりの使用枚数が4枚までと指定されているため、その月に使い残した券は無効となります。他の政令市と比べて、助成額も少なく、使い勝手の悪い事業になっています。

利用者の方からは、「ひと月の枚数制限があるため、急な雨や病気など、使いたいときに自由に使えない。」「今月は病院が一回だけだから、片道に2枚使えると手出しする額も少なく、無効になる券も出ないので助かる。」「一度の使用枚数の制限をやめてほしい」と、切実に訴えられました。

1か月4枚までと制限されているのは、政令市の中では本市だけです。

利用者の立場に立ち、毎月の枚数制限を止め、さらに一回の乗車で複数枚使用できるようにすべきです。見解をお聞かせください。

神奈川県川崎市の「重度障害者福祉タクシー利用券交付事業」では、500円のタクシー券が、年間84枚、ひと月あたり7枚支給されます。川崎市ではさらに、週3回以上、人工透析で通院している方であれば、年間168枚、ひと月あたり14枚交付されます。加えて、障害者手帳の提示による乗車運賃1割引を、タクシー利用券と併用できます。

川崎市の、平成30年度の「事業」の予算額は、3億6984万2000円です。北九州市の予算8400万円と比べても桁違いの額です。しかも、本市の本年度の予算額は8070万円と、330万円も削られています。本市の事業予算を増やし、タクシー利用券の支給枚数をもっと増やすべきです。お答えください。

最後に市営住宅退去時の、修繕負担の軽減について質問します。

わずかな年金で市営住宅に暮らしていた高齢者が、息子さんと同居することになり退去する際、多額の修繕費を請求されて困っていると聞きます。

北九州市営住宅の運営は、「公営住宅法」「北九州市営住宅条例」に基づき行われています。そこには市が負担する修繕項目と、入居者が負担する修繕項目が規定されています。

本市では「畳表の取替え、ふすま紙の張替え、壁や天井の塗り替え」など経年劣化するものに対して、退去時に発生する修繕の負担軽減措置はありません。

一方、京都府営住宅では、退去時の修繕負担が、居住年数3年以上であればふすまの張替え、5年以上であれば畳表の張替えの修繕費を府が負担します。また、京都市営住宅では居住年数5年から15年まで段階的に退去時修繕費の入居者負担の軽減が行われ、15年以上の入

居者からは、畳の表替えやふすまの張替え、壁や天井の塗り替えなど経年劣化するものについては、いくら傷んでいても、その修繕費を市が負担します。そのため、入居者に修繕費を請求することはほばないとのことでした。

本市においても退去時の修繕費の負担は、居住年数を考慮して軽減をすべきではないでしょうか。見解を伺います。

出口成信議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

■北橋市長

(シャント発声法)

シャント発声の普及についてであります。

日常生活用具給付等事業は、障害などのある方の日常生活がより円滑に行われるよう、用具を給付及び貸与する制度です。障害者総合支援法にもとづく地域生活支援事業、国・県の補助事業として実施しております。現在、46の種目を給付等の対象にして、今年度は約2億5千万円の予算を計上しております。

喉頭がんなどにより、喉頭を摘出した障害のある方は、発声機能が失われます。

しかし分離した気管と食道の間にシャント＝空気の通り道を増設し、シャントに埋め込み型の器具を設置して喉の出入り口に蓋状の人工鼻を取り付けることで、音声によるコミュニケーション能力を取り戻す可能性が高くなります。また本来、人間の鼻が持っている空気中の埃が体内に入り込むことを防ぐ機能や、加温・加湿機能を取り戻すことが可能となり、喉頭摘出者の生活の質、クオリティ・オブ・ライフが向上すると言われていました。

新たな日常生活用具の給付や交付対象の拡大について、障がい者団体などから多くの要望を受けておりますが、法定サービスの増加や、制度の拡充に伴い、本市の障害福祉関係予算が、増額している状況にあります。本年度予算は、約425億円ですが、過去5年間で約94億円増額となっています。こういう状況で、直ちに日常生活用具の給付種目を増やすことは困難であります。

シャント増設の手術と3か月に1回程度の埋め込み型器具の交換術は、健康保険の適用となっています。また人工鼻については、在宅医療を受けている方のみ、保険適用となっています。しかしそれ以外については保険適用はなく、全額利用者負担となっております。

在宅医療を受けている方以外についても、人工鼻を使用することで生活の質が向上すると考えられます。

このため、21大都市心身障がい者福祉主幹課長会議を通じて、健康保険適用外のシャント発声に必要な人工鼻について、健康保険の適用となるよう、国に要望しております。今後も引き続き要望してまいります。

次に音声機能障がい者発声訓練につきましては、疾病等により口頭摘出し、発生の機能を喪失した方を対象に、日常生活における会話を可能とし、社会参加の促進を図るために実施しています。具体的には口や鼻から食道内に空気を取り込み、その空気をうまく逆流させながら、

食道入口部を振動させて声を出す食道発声、また首に振動する機械を当て、振動を口腔内へ伝えることにより、声を出す電気式人工喉頭による発生、この訓練を毎月4回、年間48回実施しております。平成30年度は延べ1471名の方が参加しております。実人数は58人になります。シャント発声につきましては、発生訓練の期間が短く、比較的早くから発生することが可能になると言われています。手術を行った病院や当事者団体などが訓練を行っている聞いています。そのためまずは、当事者団体などの意見を聞くとともに、他の自治体の状況などを見ながら、市の訓練メニューへの追加について、研究していきます。

今後も障害のある方たちが、地域の中で安心して生活できる共生社会をめざし、しっかりと取り組んでまいります。

■保健福祉局長

(重度障がい者タクシー乗車券)

重度障がい者のタクシー乗車運賃助成事業についての、2点のご質問について、一括してご答弁申し上げます。

重度障がい者タクシー助成制度は、在宅の重度障がい者の方を対象に、タクシーの初乗り運賃相当額を、月4回、年間48枚を限度に助成する制度でございます。

月の利用枚数は、障がい者の社会参加の促進と利用券の適正利用を担保するため、昭和63年度の制度開始当初から4枚に限定しております。しかし、利用者の制度への理解が十分浸透していなかったため、年度当初や年度末に社会参加目的ではなく、利用券消化目的での利用が多くみられておりました。このため、平成21年度から利用券に利用月、有効期限を印刷して交付することとしております。

利用枚数を制限することにより、平成21年度以降、年度当初や年度末に集中した利用は収まっております。このため、1か月あたりの利用枚数や1回あたりの使用枚数の制限については、継続したいと考えています。

2点目の質問で、川崎市が例として挙げられておりますが、本事業はすべての政令市で行われており、交付枚数や一乗車の利用可能枚数は様々でございます。また対象となる障害の種類や程度も異なるなど、財政状況を含む、それぞれの都市の実情に応じて、実施されております。

本市では、重度障がい者タクシー助成制度以外、外出の際にホームヘルパーを派遣する医療支援事業、自動車運転免許取得のための教習費用や自ら運転するための自動車改造経費への助成などを行っております。

障害福祉関係予算が増額している状況にありまして、全額本市の負担となるタクシー運賃の助成の拡大を行うことは、困難であると考えております。ご理解いただきたいと思います。

今後も重度障がい者の方の外出支援について、タクシー助成を含む現行の制度を効果的に活用しながら対応することにより、社会参加の促進を図っていきたいと考えております。

■建築都市局長

(市営住宅の退去時の修繕費軽減)

市営住宅の修繕費負担軽減についてお答えいたします。

民間の賃貸住宅におきましては、経年変化や通常の使用による損耗、いわゆる自然損耗につきまして、貸主が退去時に修繕費用を負担することとなっております。これは自然損耗部分の修繕費用が賃料に含まれているためでございます。

一方で市営住宅は、住宅困窮者に対し、政策的に低廉な家賃で住宅を提供しております。そのため、民間住宅とは異なり、条例で自然損耗にかかる補修費用の負担を入居者に求めています。政令市におきましては、京都市を除き、基本的な仕組みは本市と同様でございます。なお、入居者は入居時に市営住宅のしおりや請書などで、市営住宅を明け渡す際の入居者の負担を説明しております。

退去時におきます実際の修繕費用の算定にあたりましては、軽微な修繕を要する費用として畳の表替え、ふすまの張替え、壁の塗装の3項目に限定したうえで、修繕費用を負担していただいております。

なお、生活保護世帯や所得が低い世帯など、住宅使用料を減免されている世帯につきましては、住宅使用料と同じ基準で退去後修繕費の減免を行っております。

今後も退去につきましては、現状の費用負担を維持することで、住宅セーフティネット機能の中核を担う施設として、適切、かつ合理的な努力、管理に努めていきたいと考えております。

●出口成信議員の質問

(シャント発声法)

それではシャント発声について、第二質問をさせていただきます。

先ほど95億円も増えていると言われましたけれども、この日常生活用具給付等事業、これ過去5年の予算額の推移を見ますと、平成26年度から平成30年度までの予算は、5年間で2141万円減っている。約1割減っている。

そしてこの先ほど、保険適用にするように要望していると、そういうことを伺いました。これは非常に喜ばしいことで、いまは北九州市がその隙間をきちんと埋めて、今困っている人たちのために、16政令市がやられているわけだが、まだ北九州市がやっていないと。で今言いたみたいは生活用具給付事業の予算は約1割も減っていると。

保健福祉局の31年度の予算要求の経営方針というのが出されているが、そこには4つの基本的考え方が挙げられている。その一つに、障がい福祉の推進があるが、北九州市障がい者支援計画に基づき、障害のある人に対する理解の促進や支援、そして日常生活用具給付の充実などにとりくみ、障害があっても自分らしく生活できる地域社会の実現に向けた施策を推進します、と掲げている。まさにこの要求にこたえることが、保健福祉の31年度の経営方針ではないかと思うが、この方、何を前提にこのう、適用を取捨選択していくのか、このAさんは、シャント法によってすぐに発声することができて、すぐに働き続けることができたという、これこそ選ばれる給付対象だと感じるが、お答え願いたい。

■保健福祉局長

日常生活用具の充実というのは、確かに重要な課題であると思っておりますけれども、ただこの日常生活用具については、46種目ございます。それから障がい者団体や様々からの要望も

あっております、具体的には給付種目の追加、給付対象の範囲の拡大、公費負担の上限の増額、日常生活用具の耐用年数の短縮等々、たくさんの要望がなされております。その中でこのシャントにつきましては、まだ健康保険の適用外ということになっておりますので、まずはそこをしっかりと要望していきたいという風に考えております。

●出口成信議員の質問

保険適用外だと、全国的に保健的に保険適用外なんですけど、それで16政令市がやられている、このやった背景はご存知か。

■保健福祉局長

詳細には承知をしておりますけれども、政令市の中でそういう需要があるという都市があったということで、順次各政令市が取り組んでいる結果だという風に認識しております。

●出口成信議員の質問

このシャント発声を施術をされている医師も、医師の立場から患者にとって、患者が自分にとって必要な行為を選べるようになるためにということで3つのポイントを挙げているが、一つは我々頭頸科の医師がまだ知らない人が多いと。二つめに、患者への普及が、声が出ないということで、コミュニケーションが取れない、そういう事態に喉頭を摘出することによって陥るということに不安を感じて声帯を残してしまうと。それを、こういう施術があつて声を取り戻せるんだということが分かれば、安心して喉頭を摘出することも可能だということで、そういう普及が大事だと言っている。そして三つ目に、やはり公的な保険も含めたサポートが必要だと言われている。

今このAさん、九州産業医科大学で喉頭摘出の手術をされて、退院した後に、渡されたのが、手術後に受けた説明では永久気管孔となる患者様のこれからの生活というしおりを渡されている。この手術をやったのがわずか5年前で、シャント発声は手術されているときなんだが、産業医大から渡されたしおりでは、食道発声と電気式の発生の二通りの発声法しか紹介されていない。Aさんはなんでこのシャント発声を知ったかという、自らインターネットで調べて出して、このAさんからはじめは人工喉頭をですね、電気式の人工喉頭の発生も試みたんだが、やはり音量も出ない、わかりにくいとか、発生がうまくいかなくて断念して、Aさんの場合は、喉頭摘出の時に腹筋まで広範囲に摘出したもので、食道発声ができないという状態で、コミュニケーションがとれないと。それで自ら調べて、シャント発声を知った。その時にシャント発声が、産業医科大学でできた。

でも産業医科大学で渡された資料は、この二つしかなかった。

行政としてシャント発声をもっと知らせるということが必要だと思うが、どうか。

■保健福祉局長

今議員ご指摘の通り、食道発声については非常に難しい問題がある、電気についてもなかなか経費もかかるし、難しいという状況は承知しております。

シャント発声については非常に安価でできるということでございますので、ただ毎日の取り換えとかですね、そのあたりで日常的にしょっちゅう、中身を変えないといけないとか、ガーゼを変えないといけないとかいうような状況もあると、一長一短いろいろあると思います。ただ有益な方法ということでお話を聞いておりますので、障がい者団体とかそのあたりとしっかりと協議してまいりたいと思っております。

●出口成信議員の質問

喉頭摘出して、声を失った人の気持ちが一番わかるちょっと文章がありますので、紹介させていただきます。

衆議院議員10期務められた2017年5月に亡くなられた与謝野馨氏ですが、2012年、下位咽頭がんの修復手術によって声を失い、国会を去ることになりましたが、生前、2014年に開催された口頭摘出者が家族に向けた講演、「声を選ぶ、生き方を選ぶ」という与謝野氏の講演で発言をしている。紹介させていただく。

チューブを通して、肺の空気が食堂に行くようになってからは、どんな難しい言葉でも話せるようになった。この手術をして翌日には練習をしないで話ができるようになった。大変すばらしいのですが、この手術はまだ、一般病院の頭頸科の先生が習得されていない、それから厚生省が十分保険でカバーをしていないという、この二つの難点があります。だけでもやっぱり自分の言葉で家族と話せるという幸せは、声を失ってみると本当につくづくありがたいものだなあと思っております。やっぱりこれが全国に広がっていく、知識・技術・医療、この三つのことがうまく解決できて、なるべく早い段階で全国に広がっていくことを、私は期待しておりますと、このようにこの講演で発言している。

一刻も早く、シャント発声のための日常付属品が、障がい者の日常生活用具として、市の補助対象となるように強く求めてこの問題は終わる。

(重度障がい者タクシー乗車券)

次に先ほど伺った、障がい者のタクシー券の問題だが、初めから月4枚だったということだが、障がい者が社会参加でない消化のための利用をしていたところ、今おっしゃられたが、それを裏付ける何かがあるのか。

■保健福祉局長

導入時のことで、具体的にどういうことがあったということは理解しておりませんが、実際の事例として不正利用ということで、他都市で金券ショップで転売されている事案があったと、というようなことは報告を受けております。

●出口成信議員の答弁

他都市であったということだが、切実な声でこの制度を元に戻してほしいという声があるので、ぜひ制限なくタクシー券利用できるようにしていただきたいと思う。

終わります。

以上